

国家試験受験資格及び受験年度見込にかかる申告書

年 月 日

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会会長 様

貸付コード

住 所 〒

氏 名

印

電話番号 ()

下記1のとおり業務に従事していますが、下記2の理由により平成28年度の介護福祉士国家試験を受験できません。

つきましては、下記3の「実務経験3年に達する日」または「実務者研修を修了する日」のうち、いずれか遅い日の属する年度の介護福祉士国家試験を受験する意思があることを申告します。

記

1 業務に従事している事業所

法人名及び施設・事業所名称			
業務内容	介護業務 ・ 相談業務 ・ その他 ()		
職種		雇用形態	常勤 ・ 非常勤

2 介護福祉士国家試験を受験できない理由 (いずれか該当する項目に☑)

- 介護等業務の実務経験が3年に達するのが平成30年4月1日以降になるため
- 実務者研修の修了が平成29年12月1日以降になるため

3 介護福祉士国家試験の受験資格発生の見込み

実務経験3年に達する日(見込み)※1	<input type="checkbox"/> 既に達している。
	<input type="checkbox"/> 見込み → 年 月 日
実務者研修を修了する日(見込み)	<input type="checkbox"/> 既に修了している。
	<input type="checkbox"/> 見込み → 年 月 日

- ※1 「実務経験3年に達する日」は、介護福祉士国家試験の受験資格としての実務経験を満たす日(通算で従業期間1,095日かつ従事日数540日に達する日)を指します。
- ※2 実務者研修を修了した年度の国家試験を受験することが原則ですが、当該年度末(3月31日)までに実務経験3年に達しない場合、または当該年度の12月末までに実務者研修を修了しない場合は、当該年度の国家試験を受験できないため、この「実務経験見込及び受験年度申告書」により受験資格発生の見込みを申告していただきます。
- ※3 当該年度の12月末までに実務者研修を修了し、かつ当該年度末(3月31日)までに実務経験が3年に達する見込みである場合は、当該年度の国家試験を受験することが可能ですので、この「実務経験見込及び受験年度申告書」による申告は受理できません。

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会会長 様

(勤務先施設・事業所)

所在地 〒

名 称

長の職名及び氏名

印